

2021 - 2022

地区ガバナー / 第1副地区ガバナー / 第2副地区ガバナー



選挙 公報

Lions Clubs International 330-A

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区

Lions Clubs International 330-A

選挙管理委員会からのご報告とお願い



ライオンズクラブ国際協会
330-A 地区選挙管理委員会
委員長

橋本光祥

2021年3月1日（月）地区ガバナー・第1副地区ガバナー・第2副地区ガバナーの立候補の届出を締め切りました。

その結果、地区ガバナー立候補者1名、第1副地区ガバナー立候補者1名・第2副地区ガバナー立候補者3名より立候補の書類の提出がありました。

同年3月10日（水）選挙管理委員会により、各立候補者の資格審査を厳正に行った結果、立候補者全員が有資格者であると承認いたしました。

従って、2021年4月17日（土）開催の330-A地区第67回年次大会（東京プリンスホテル）において、代議員各位により次期地区ガバナー・第1副地区ガバナー・第2副地区ガバナーを選出いたします。

なお、選挙運動期間は、公示日の翌日である2021年3月12日（金）から4月16日（金）までとなります。

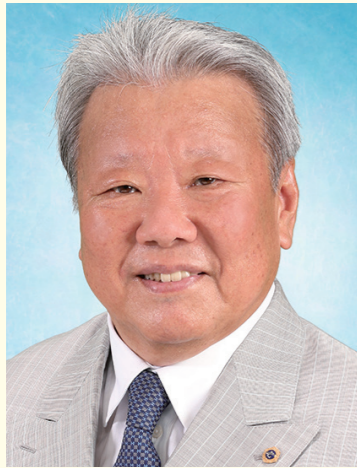
各立候補者の皆様には、4月17日（土）の年次大会代議員総会において、所信表明を行って頂きます。

代議員各位におかれましては、クラブを代表して投票する貴重な1票であることを認識して、当日は必ず代議員会に出席し、くれぐれも棄権することなく、又、当日は余裕を以って（時間厳守）登録を済ませ会場入りし、選挙に臨んで頂きたいと存じます。

ご協力をお願いいたします。

地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	中井 正力 (なかい まさりき)
所属	第11R・第1Z 東京新宿LC (会員番号 2568483)
生年月日	昭和24年4月26日 満71歳
住所	〒359-0003 埼玉県所沢市中富南4-11-4
現職及び職歴	昭和49年 6月 安田生命保険相互会社 入社 昭和58年12月 安田生命保険相互会社 退社 平成 2年 5月 株式会社力商 設立 代表取締役 就任 現在に至る

ライオン歴

- 2006年10月 東京新宿ライオンズクラブ入会
- 2010年～2011年 ・ クラブ幹事
- 2011年～2012年 ・ クラブ幹事
- 2012年～2013年 ・ クラブ幹事
- 2013年～2014年 ・ クラブ会長
- 2014年～2015年 ・ 330-A地区キャビネット副幹事・クラブ理事
- 2015年～2016年 ・ 330-A地区会員増強・エクステンション委員会副委員長
クラブ理事
- 2016年～2017年 ・ 330-A地区 11R1Zゾーンチェアパーソン
クラブ理事
- 2017年～2018年 ・ クラブ会長
330-A地区オリンピックパラリンピック委員会副委員長
- 2018年～2019年 ・ 330-A地区11Rリジョンチェアパーソン
クラブ理事
- 2019年～2020年 ・ 330-A地区 第二副地区ガバナー
クラブ理事
- 2020年～2021年 ・ 330-A地区 第一副地区ガバナー
クラブ理事

※メルビン・ジョーンズ・フェロー 10回

所信表明

私は、2006年10月に東京新宿ライオンズクラブに入会を認められ以来16年に亘りクラブの会員増強並びにアクティビティの拡大に向け努めてまいりました。
会長就任二期及び幹事就任は三期を数えました。それもすべて自クラブ愛から始まり、ライオンズクラブの社会的地位向上を目指す使命感が、原動力になったと思います。ライオンズクラブの素晴らしさの第一は、“出会い”です。
人は良きにつけ悪きにつけ周りの影響を受けていきます。私にとってライオンズの尊敬できるメンバーとの“出会い”は、生き方が変わる程に大きな成長への影響を与えて下さいました。その感謝の気持ちをもって以下の方針により330-A地区の発展に寄与して参る所存であります。

表明その1 『会員増強』 = 330-A地区組織の充実 =

近年ライオンズクラブのメンバー数の減少は、目に余るものがあります。
また、昨年来のコロナ禍の事態は、更なる減少を危惧される状況であります。正に、奉仕団体存立の危機といっても過言ではないと思います。
小手先の施策では、このピンチを脱することは出来ません。
私たちの奉仕活動は、①「世間の歪み」を矯正し、②人々に「心の恵み」を与え、③行政では成し得ない「社会の幸せ拡大」を目指しているのです。その奉仕活動の中核は「メンバー」であり、「メンバーの数」こそが奉仕の量と質を高める原動力です。
奉仕活動の原点に立って、すべてのクラブ・メンバーが、一丸となって危機感を共有し、組織を上げて「会員増強の施策」に傾注していかなくてはならない。これからの330-A地区の活動の第一歩目は、ここにあると考え、注力して参ります。

表明その2 『大震災に備え減災意識拡大への取り組み』

現下、関東大震災（直下型地震）の発生確率が向う30年の間に70%と報告されています。ライオンズクラブは、日本全国の被災地域への支援活動に向けては、実績を積み上げて来ています。が、さて、お膝元の東京で直下型地震が発生したら、メンバーの皆さん、その備えは大丈夫でしょうか？他人事ではありません。家族の命！メンバーの命！地域の人々の命！がかかった大きな課題です。
「防災（起こるだろう災害を事前に防ぐという意味）」では、無理です。
「減災」なら出来ることは、沢山あります。備える意識を強めて行きましょう。「減災」への活動は、仮に被災があったとしても、その後の復興を早める効果もあるのです。
地域社会との交流、行政との情報共有、専門家からのアドバイス、等々“命を救う活動”を始動させようではありませんか！

表明その3 『女性の活動の場』を広がっていきたい

330-A地区キャビネットの委員会数は、例年21以上の委員会が設置されています。女性メンバーが委員会の委員長に就任しているのは、通例3名程です。女性会員数の拡大は、組織のダイナシティ（多様性）を求めていく上でも必須のテーマであります。その具体的第一歩として、女性委員長の輩出を高めていくことに着手したい。
出来れば、数値目標を策定して…
2021～2022年 4名～5名、
2022～2023年 6名～7名
2023～2024年 8名～10名
に向けて環境整備に努めたい。

以上三つの重点課題を組織力を結集して持続可能な取り組みにして行く所存であります。

第1副地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	増田 正明 (ますだ まさあき)	
所属	第13R・第2Z 東京田無LC (会員番号 3337045)	
生年月日	昭和26年12月20日 満69歳	
住所	〒187-0002 東京都小平市花小金井5-2-19-305	
現職及び職歴	一般社団法人セカンドライフ支援協会	代表理事
	日本ギャランティ株式会社	代表取締役

ライオン歴

2011年 2月23日	東京田無ライオンズクラブ入会
2012年～2013年	330-A地区 広報委員会 委員
2013年～2014年	クラブ会計
2014年～2015年	330-A地区 キャビネット副幹事
	クラブ理事
2015年～2016年	330-A地区 キャビネット事務局長
	330複合地区 ガバナー協議会運営委員会 委員
	クラブ会長
2016年～2017年	330-A地区 指導力育成委員会 SPA
	330複合地区 指導力育成委員会 副委員長
	クラブ理事
2017年～2018年	330-A地区 指導力育成委員会 アドバイザー
	330複合地区 プロトコール委員会 副委員長
	クラブ幹事
2018年～2019年	330-A地区 13R2Zゾーン・チェアパーソン
	330複合地区 健康促進委員会 副委員長
	クラブ理事
2019年～2020年	330-A地区 13Rリジョン・チェアパーソン
	クラブ理事
	330-A地区 GLT地区副コーディネーター
2020年～2021年	330複合地区 GLT委員会 委員
	クラブ理事
	330-A地区 第二副地区ガバナー
	330複合地区 ガバナー協議会参与

※メルビン・ジョーンズ・フェロー 17回
2020年10月 「メジャーギフト」誓約

主なアワード

2013年～2014年	ウェイン・マデン	国際会長感謝状
2014年～2015年	ジョー・プレストン	国際会長リーダーシップ賞
2017年～2018年	ボブ・コーリユール	LCIF理事長感謝状
※その他		
2019年 1月	シカゴ国際本部	「LCIスタディツアー」参加
2019年 3月	日本ライオンズ主催	「次世代リーダーシップセミナー」参加
2020年10月	上級ライオンズ・リーダーシップ研究会	「ALLI」参加

所信表明

2021年～2022年度、330-A地区第1副地区ガバナーに立候補させていただきます13R2Z東京田無ライオンズクラブ所属L増田正明です。

私は、2011年2月に元地区ガバナーL塩月藤太郎のスポンサーで東京田無ライオンズクラブに入会しました。そして、入会3年目に鈴木キャビネットの副幹事、4年目に塩月キャビネットの事務局長。2年間ですがキャビネット運営について大いに勉強させていただきました。

2019年、アメリカ シカゴの国際本部で開催された「LCIスタディツアー」(4日間)、名古屋で開催された日本ライオンズ主催の「次世代リーダーシップセミナー」(3日間)に参加し、世界及び日本のライオンズの現況と今後について勉強してまいりました。

そして、2020年に多くのメンバーの皆様よりご信任賜り、第2副地区ガバナーを拝命致しました。それからは、ガバナーチームの一員として、進藤ガバナーを、「GLT(指導力育成)」を中心にお支えしてまいりました。

今期は、コロナ禍大変困難な日々が続いており、ZOOM会議・セミナー等が多様化されてきております。進藤ガバナーより「ZOOM環境整備プロジェクト」のチームリーダーに任命され、330-A地区が最も早く、以下のことを新たに提案、実施してまいりました。

- ①キャビネットのZOOM環境の整備、及びZOOM機材の完備
 - ②「ZOOM主催者育成セミナー基礎編/応用編」の開催
 - ③「パワーポイント活用セミナー」の開催
- しかし、未だ興味がないメンバーの皆様にも如何にZOOMを知ってクラブ活動に利用して頂けるかが、今後の課題です。

330-A地区は、諸先輩方が築いてこられた素晴らしい伝統と誇りがあります。元地区ガバナーのアクティビティスローガンに「L字の誇り」があります。

素晴らしいスローガンだと思います。

私は、メンバー1人1人が誇りを持って輝ける、各クラブが輝ける。そしてその輝きを多くの皆様にご覧頂く。そのお手伝いをするのがキャビネットだと思います。したがって、私は「輝けL字の誇り」をテーマに、日々精進する所存です。皆様のご指導ご鞭撻の程、切にお願い申し上げます。

私は、330-A地区・各クラブの発展、会員増強の為に、以下の方針を掲げます。

1) 新しい(地域への)広報活動

広報活動は大きくわけて、ライオンズメンバー向け、一般の地域の方々向けの2種類があると思います。各クラブの皆様方の素晴らしいアクティビティを一般の地域の方々に広く知って頂くために、私は一般の地域の方々向けの広報活動に特に力を入れたいと思います。その為には、キャビネットが、SNSを駆使して、広報活動のお手伝いを致します。

2) 新しい交流会

330-A地区には、様々な交流会があり、素晴らしい活動をされています。その中で、私が携わった12R、13R、14Rのメンバーであれば誰でも参加出来る「多摩地区ライオンズクラブ交流会」があります。2018年2月発足以来3回の交流会を実施し、毎回200人近い参加で、勉強会(セミナー)親睦会で大いに盛り上がっております。

私は、このような交流会を1件でも多く作るべきだと思っておりますし、発足の為に尽力したいと思います。そして、それを継続することにより、より多くの会員の新たな交流、そして新入会員を含めての会員増強につなげて330-A地区の発展に繋がります。

3) 各クラブの現状と変化への対応

魅力あるクラブには 大勢の人が集まってきます。各クラブは、様々な方向性と課題を抱えていると思います。その事にキャビネットは真摯に寄り添い、発展に貢献したいと思います。

創設100年を機に国際本部も様々な改革を提案されております。その中で、出来ること、出来ないことをしっかり精査した上で、メンバーの皆様方に、時間をかけて解りやすく説明する所存です。

4) 緊急時の対応

昨今は 日本全国で、何時災害が起こるかわからない状況です。自然災害時に対応する組織を造る事が急務だと思います。それには、各クラブと、地域の社会福祉協議会との事前の連携が必要で、早急に開始すべきです。自然災害は必ず起こることを念頭に、ライオンズクラブとして地域の人々の手助けをすべく、頑張りましょう。

5) 「一般社団法人東京地区ライオンズ」の法人化整備

昨年、設立された「一般社団法人東京地区ライオンズ」の様々な課題に理事として、メンバー皆様のお力添えを頂き、取り組んでゆく所存です。

「輝けL字の誇り」をテーマに、330-A地区・各クラブの発展の為に頑張る所存です。各メンバー一人一人のご支援をお願い申し上げます。

第2副地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	谷山 光俊 (たにやま みつとし)
所属	第9R・第2Z 東京ウエストLC (会員番号 698067)
生年月日	昭和28年3月18日 満67歳
住所	〒165-0025 東京都中野区沼袋4丁目8番10号
現職及び職歴	昭和60年～現在 株式会社グリーンカンパニー 代表取締役

ライオン歴

2002年1月21日	東京ウエストライオンズクラブ入会
2004年～2005年	・330-A 地区 環境委員会 委員
2004年～2005年	・クラブ理事
2005年～2006年	・クラブ幹事
2006年～2007年	・クラブ会長
2008年～2009年	・330-A 地区 社会福祉委員会 委員
2010年～2011年	・330-A 地区 9R-2Z ゾーン・チェアパーソン
2011年～2012年	・330-A 地区 大会参加委員会 副委員長
2012年～2013年	・330-A 地区 社会福祉・障がい者支援委員会 副委員長
2013年～2014年	・330-A 地区 社会福祉・障がい者支援委員会 委員長
2014年～2015年	・330-A 地区 社会福祉・障がい者支援委員会 委員長
2016年～2017年	・330-A 地区 9R リジョン・チェアパーソン
2017年～2018年	・330-A 地区 キャビネット幹事
2018年～2019年	・330-A 地区 ライオンズデープロジェクトチーム 特別委員
2019年～2020年	・330-A 地区 GST 社会福祉・障がい者支援 (スペシャルオリンピックス) 委員会 委員長

※メルビン・ジョーンズ・フェロー 7回

主なアワード

- 2014～2015年度 国際会長感謝状
- 2017～2018年度 国際会長賞
- 2018～2019年度 国際協会感謝状

所信表明

私は、2002年1月に東京ウエストライオンズクラブに入会以来、20年に亘りライオンズ活動に参加し、数々の奉仕活動に参加させていただきました。

そして2017-2018年度の細川孝雄ガバナー期には、キャビネット幹事として地区運営に携わる機会に恵まれ、各クラブの素晴らしい奉仕活動を通じた友情と固い絆に触れさせていただき、多くを学ばせていただきました。

私を育てて下さいました330-A地区。今や全国に展開している「薬物乱用防止教室」などの奉仕活動を創生した330-A地区。この掛け替えの無い330-A地区も、現在では一般正会員(親会員)が3,644名(2020年12月末)になっております。この20年でメンバーが実に半数となりました。そしてそれは、新型コロナウイルス感染症の影響でさらに厳しい状況が続くものと危惧しております。この330-A地区を取り巻く現状に、何か貢献できないだろうか、20年間お世話になった330-A地区に恩返しはできないものだろうか、と強い思いに至り、ここに謹んで第二副地区ガバナーに立候補させていただきました。

以下の信念のもと各クラブ、地区の益々の発展に一所懸命努力する所存でございます。

1. 「今こそ例会を通じメンバーの団結を」 (デジタル技術の活用)

クラブの活動は、まずクラブ例会から始まります。昨今の社会情勢では例会の開催もままならない状況であり、メンバー同士の繋がりが希薄になりがちです。ライオンズから心が離れないように、若手もベテランメンバーも通常と変わらずメンバー同士の会話ができ、コミュニケーションが取れ、そして交流が図れるようリモートでの理事会・例会が開催できるように仕組みを構築いたします。パソコンが苦手なメンバーにも、確実に操作ができるよう、各ゾーンにリモート担当責任者を置き、さらにクラブ内にもリモート担当責任者の設置をお願いして、各クラブ、全メンバーに対してデジタル活用の浸透に努めます。

また、そうすることで通常の理事会・例会の開催に際しても、会場に来られないメンバーのリモートでの参加が可能となり、出席率の向上やメンバー間の

結束も図れると考えます。目指すは、全メンバーの例会出席です。

そしてキャビネット会議におきましても全メンバーの視聴も可能となり、ガバナー諮問委員会の充実が図れるなど、副次的効果も得られます。

2. 「アクティビティを繋ぎ、ライオンズの高揚を」

ライオンズクラブの存在意義は、クラブの奉仕活動を通して社会貢献であることは、周知のことと存じます。先輩諸氏より引き継いだ素晴らしいアクティビティを実施しているのにメンバーが減少し、継続が困難になっているクラブが多い現状を踏まえ、多くのクラブで合同化して優れたアクティビティを継承できる仕組みを作ります。

ゾーン、リジョンを超えて複数クラブでアクティビティが行えるように支援させていただきます。さらに多種多様な素晴らしいアクティビティの成果を、特に地域社会に広報活動によってPRし、ライオンズクラブの魅力発信できるシステムを構築して、一般の方に入会していただけるように全力を尽くします。そして優れたアクティビティを行い、地域の方にご理解、共感を持っていただき、入会の動機付けになるように、会員の増強へ繋がる良い循環を構築します。

3. 「LCIFの理解と積極的な活用を」

主権在クラブ、皆様のクラブの活動が最優先されることは、当然のことです。しかし、その一方で私たちはライオンズクラブ国際協会の一員でもありますので、世界に目を向けることも大切です。LCIF国際財団の世界中の人々への貢献をわかりやすくお伝えし、献金がどのように活用され、また、どのように活用できるのかをご提案させていただきます。献金も重要ですが、交付金は、クラブレベルでのアクティビティにもっと多く活用されるように、事例を上げ活用方法をお伝えして行きます。

以上、前述の信念に則り、L谷山光俊は、メンバーの皆様と共にクラブ、地区がますます輝けるよう命を賭して努めさせていただき所存でございます。皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

第2副地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	森 亮介 (もり りょうすけ)
所属	第10R・第1Z 東京渋谷LC (会員番号 1226298)
生年月日	昭和35年11月17日 満60歳
住所	〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町2-1-1301
現職及び職歴	株式会社 ニッパック 株式会社 ニッパック物流 株式会社 エヌビーアイ 株式会社 ニッパック秦野事業所 株式会社 ワークステーション 株式会社 L & L Japan 株式会社 フェアリークルー 代表取締役 森 亮介

ライオン歴

- 2001年2月1日 東京渋谷ライオンズクラブ入会
 - 2005年～2021年 ・東京渋谷ライオンズクラブ クラブ理事
 - 2010年～2011年 ・330-A 地区 指導力・若手育成委員会委員
 - 2011年～2012年 ・330-A 地区 指導力・若手育成委員会委員
 - 2012年～2013年 ・東京渋谷ライオンズクラブ 幹事
 - 2013年～2014年 ・330-A 地区 国際大会参加委員会 委員
 - 2014年～2015年 ・東京渋谷ライオンズクラブ 会長
 - 2015年～2016年 ・330-A 地区 国際大会参加委員会 副委員長
 - 2016年～2017年 ・330-A 地区 国際大会参加委員会 副委員長
 - 2017年～2018年 ・330-A 地区 国際大会参加委員会 副委員長
 - 2018年～2019年 ・330 複合地区 国際大会参加委員会 委員
 - 2018年～2019年 ・330-A 地区 国際大会参加委員会 副委員長
 - 2019年～2020年 ・330-A 地区 10R1Z ゾーン・チェアパーソン
 - 2020年～2021年 ・330-A 地区 国際協調・アジア友好委員会 委員長
- ※メルビン・ジョーンズ・フェロー 8回

主なアワード

- 2013～2014年 ガバナー特別賞 受賞
- 2020～2021年 ライオンズクラブ国際協会マイルストーン・シェブロン・アワード受賞
- ※その他
- 2019年 国際本部スタディーツアー 研修修了 (於：シカゴ国際本部)
- 2020年 公認ガイディング・ライオン

所信表明

ライオンズメンバーの皆さま、こんにちは。
 このたび、2021-2022年度330-A地区 第二副地区ガバナーに立候補いたします、10R1Z 東京渋谷ライオンズクラブ所属 L森 亮介です。
 現在もなおコロナ禍の中、多くの方が大変なご苦労をされておられることと案じております。所信表明に先立ちまして、またこの場をお借りしまして、心よりお見舞い申し上げます。
 Discover Your Club Activity (クラブの新たなアクティビティを見つけよう)

皆さま、米国のボランティア活動はGDPに対して5%ですが、日本は何%だと思われませんか？僅か0.5%です。

様々な奉仕活動経験で申しますと、それは、常に汗と涙を共有し、受け手と贈り手がともに感動を実感できるものです。この感動を伴う体験がライオンズ活動基本であり、クラブ活性化の源と考えます。

これまで以上の人財とアクティビティ資金を各クラブに蓄積し、蓄えたパワーを活用すれば、すべてのクラブが実践している多くのアクティビティが、より一層素晴らしいものとなり、ひいては330-A地区全体も活性化することと確信しています。

私は、「ライオンズクラブは慈善事業団体でも寄付団体でもない、アクティビティを実行する社会奉仕の精神」というライオンズフィロソフィーを掲げ、330-A地区のすべてのクラブがより力強く活性化していくことに尽力してまいります。

私は、高校・大学とアメリカの学校を卒業しました。卒業後も仕事で日常的に海外交流を行っております。私は、海外の若者と接するたびに、日本の若い世代にも国際感覚を身につけグローバルな環境で活躍してほしいと願っています。今期、私は国際協調・アジア友好委員会の委員長を仰せつかり、海外交流の活動も幾つか企画しました。このような経験を活かし、青少年育成支援の一環として、ITツールを活用した海外の子供たち同士の交流の場を提供してまいります。例えば、双方の社会状況や奉仕活動に関するスピーチコンテスト等、国際間の青少年育成のための交流会イベントを実現します。

また、ITツールの活用として、各地域の子供や青少年の声、各クラブの若手ライオンの声、先輩ライオンの声も直接聞くことができる環境を構築してまいります。さらにITツールを活用して、ノンライオンの方々へも私たちの奉仕活動の様子を伝え、LIONS CLUBの存在をアピールしてまいります。

私は「Discover Your Club Activity」をテーマに掲げ、330-A地区すべてのクラブの活性化を最優先課題として、以下の3つの施策を330-A地区のために実施します。

【1】各クラブの更なる活性化に向けた施策

各クラブのさらなる活性化のために、知恵と身体を働かせて社会奉仕をするLIONS CLUBの姿を、SNS、ラジオ、テレビ等、広くメディアを使って告知し、地域社会からの知名度を高めます。

【2】先輩Lと若手Lの融合、そしてITを活用した支援策

先輩ライオンの知恵と若手ライオンのパワーを、より一層力強く融合させるとともに、ITツールを活用して、これまで以上に幅広い社会へのアピールを行い、各クラブの様々な意見に耳を傾けられる目安箱システムを設置します。そこに届いた情報へ真摯に対応いたします。

【3】青少年が国際感覚を備えるための支援

海外との交流イベントなど、青少年が国際感覚を体得できるような支援を行い、リーダーシップを持ったライオンズメンバーへの導きへ繋いでいきます。

私、L森 亮介は、純粋です。現在、近未来、遠い将来の我々のLIONS CLUBのために誠心誠意行動します！

さあ、私と一緒に、ジャケットを脱ぎ、ライオンズアクティビティジャンパーに着替えて、一緒に奉仕活動をしましょう。活動の輪が330-A地区に広がり、皆で一緒に行動を共にして大きな感動を体験しましょう。

どうぞ、私、L森亮介に、何卒ご支援、ご協力、いただきますよう、よろしくお願いいたします。

第2副地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	阿部 かな子 (あべ かなこ)
所属	第1R・第2Z 東京ピースLC (会員番号 3000609)
生年月日	昭和35年8月4日 満60歳
住所	〒108-0023 東京都港区芝浦4-10-1-2616
現職及び職歴	宝塚歌劇団入団 女優業を経て 株式会社トップチャンネル設立 代表取締役

ライオン歴

- 2009年5月1日 東京ワンハンドレッドライオンズクラブ入会 (チャーターメンバー)
 - 2009年～2010年 ・クラブ理事
 - 2010年～2011年 ・330-A地区 女性参画・家族会員推進委員会 委員
・クラブ理事
 - 2011年～2012年 ・330-A地区 緊急対策委員会 委員
・クラブ理事
 - 2012年～2013年 ・330-A地区 キャビネット副幹事
・クラブ理事
 - 2012年～2013年 ・東京ピースライオンズクラブ結成 (チャーターメンバー・初代会長)
 - 2013年～2014年 ・クラブ会長
 - 2014年～2015年 ・330-A地区 東日本復興支援委員会 副委員長
・クラブ理事
 - 2015年～2016年 ・330-A地区 FWT副コーディネーター
・クラブアクティビティ活性化プロジェクト委員会 委員長
・クラブ理事
 - 2016年～2017年 ・330-A地区 FWT副コーディネーター
・クラブ理事
 - 2017年～2018年 ・330-A地区 FWTコーディネーター (任期1/2年)
・クラブ理事
 - 2018年～2019年 ・330-A地区 FWTコーディネーター (任期2/2年)
・クラブ理事
 - 2019年～2020年 ・330-A地区 キャビネット会計
・クラブ理事
 - 2020年～2021年 ・330複合地区FWTコーディネーター
・クラブ理事
- ※メルビン・ジョーンズ・フェロー 5回

主なアワード

- | | | |
|-------------|---------------|------------------|
| 2010年～2011年 | ・330-A地区 | 会員増強大賞 |
| 2010年～2011年 | ・330複合地区 | 会員増強最優秀賞 |
| 2013年～2014年 | ・330-A地区 | 会員増強優秀賞 |
| 2015年～2016年 | ・330-A地区 | 会員増強最優秀賞 |
| 2017年～2018年 | ・国際協会 | GATアワード |
| 2017年～2018年 | ・ナレッシュ・アガワル | 国際会長 感謝状 |
| 2018年～2019年 | ・グドラン・イングバドター | 国際会長賞 |
| 2018年～2019年 | ・グドラン・イングバドター | 国際会長感謝状 |
| 2019年～2020年 | ・ジュンヨル・チョイ | 国際会長リーダーシップ・アワード |
- ※その他
・グランドマスターキー賞 スポンサー 61名 (エクステンション実績を除く)
・公認ガイディングライオン
・薬物乱用防止教育講師

所信表明

2021～22年度、ライオンズクラブ国際協会330-A地区第2副地区ガバナーに立候補いたしました、東京ピースライオンズクラブ所属 L阿部かな子でございます。

私たちが気づかないところで助けを必要としている人たちがいます。そしてライオンズクラブとは、人のために奉仕させていただくことを喜びとする人の集まりです。「ライオンズクラブに所属しているからこそ、地区に5,800人の仲間がいるからこそ、できることがある」これは、私が12年間のライオンズクラブ活動で実感した大切な想いです。

地区の皆様と共に、社会に貢献する奉仕活動を、愛と情熱をもって積み上げて参ります。子供たちの未来のために、助けを必要とする人々のために、行政と協力し、他団体や企業とタイアップしながら「すずらん給食」のような地区のランドマークとなるアクティビティを育てることを目標とします。また、喫緊の課題である防疫、災害対策を進めて参ります。

1) 良き伝統の継承と発展

各クラブが地域社会に貢献し、ライオンズクラブならではの信頼を確立している素晴らしいアクティビティが数多くあります。その活動を内外に伝え、魅力に触れていただくことで、自然と会員増強にも繋げて参りたいと思います。私自身、先輩方の素晴らしい活動を拝見し、その感動を友人と分かち合いたいという想いから「いかにライオンズクラブの活動が素晴らしいか」を語る事が多々あります。いつしか友人もライオンズクラブに興味を持ち、入会に至った方も少なくありません。ライオンズの素晴らしさを分かち合いたいという気持ちはSNSにも広がり、国際協会に許可をいただき私が開設、管理人をさせていただいておりますフェイスブックの「ライオンズクラブ」グループでは、グドラン元国際会長はじめ世界中のメンバーが集い、登録者数は4,000名を超えています。

2) クラブの個性が輝く運営

各クラブがそれぞれに個性輝く素晴らしいアクティビティを実施しています。長年地道に活動して来られた歴史あるアクティビティを実施するクラブがあり、また新しいアクティビティに果敢にチャレンジするクラブがあります。キャビネットはそういった各クラブのアクティビティをサポートするのが最大の務めだと考えます。アクティビティを完遂するには、計画立案から財務、運営等、数多くのハードルを乗り越える必要があります。

地区内にはライオンズ活動に精通した方々がおられ、医師、弁護士、税理士等専門家の先生もいらっしゃいます。そういった方々に、会則、会計、イベント運営等の相談ができる体制作りをしたいと思います。

3) 世界とつながる国際協会の一員として

私たちは330-A地区に所属すると同時に、約140万人を擁するライオンズクラブ国際協会の一員です。活発に海外との交流をされているクラブもございますが、更に国内外のクラブとの交流を深めたいと思います。一例ですが、所属クラブのメンバーが渡米した折、ニューヨークのライオンズクラブとご縁を繋ぎ、準会員となってクラブアクティビティや国連ライオンズデーに参加する等、楽しくライオンズ活動を続けています。また海外から例会訪問を受け入れる等、クラブ単位でもできる海外交流を実現して参りました。コロナ禍で海外との往来が制限され、国際大会がオンライン開催になる等厳しい状況ですが、ライオンズクラブの基本でもあります「国際協会」という価値を大切に、輝かしいライオンズクラブ国際協会の一員として誇りを持って活動ができる機会を増やして参りたいと存じます。

4) 生活困窮家庭の子供支援

私がどうしても実現したいことがもう一つだけございます。それは生活困窮家庭の子供支援です。内閣府の調査では、国内で子供の7人に1人が生活困窮家庭で育っています。1日3食の食事が摂れない子供達があります。学習の環境も整っていません。親が生活に追われて目が届かず、起きてはならない事件や事案に巻き込まれています。子供たちが自らの努力で状況を改善するため、学力に応じた学習支援と食料支援を行い、「統計上貧困家庭の子供は貧困に陥りやすい」という「貧困の連鎖」を断ち切り、進学に希望が持てるような活動を地区全体のアクティビティとして進め、ランドマークとして参りたいと思います。「すべての子供が夢と希望を持てる社会に」をモットーに、ライオンズクラブに相応しい方法を会員の皆様と考え、実行したいと考えています。

5) 最後に

2011年の東日本大震災から10年、私はあの時、先輩方が献身的に奉仕活動をなさっていた姿が忘れられません。その姿に感動し皆様と共にライオンズクラブの一員として奉仕活動ができることを心から誇りに思っています。ライオンズクラブの実績は、年輪のような先人の汗と涙 努力の賜物です。誇り高い歴史を大切にしながら、未来を見据えた、ときめきのある奉仕活動を目指して参ります。

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第67回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は 574名(3/15現在) とする。
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は 22名 とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証には切り取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席/登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、12時00分より12時50分までとする。
- (エ) 代議員会は、13時00分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので12時50分までには登録手続きを済ませること。資格審査変更は12時40分までに済ませること。12時50分には、登録受付は停止する。代議員会場入口は、13時00分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 代議員会には、代議員以外に入場はできないが「地区ガバナー・第1/第2副地区ガバナー・指名選挙管理委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (イ) 代議員会には、代議員以外に入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー・指名選挙管理委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。
- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の指示に従い、投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」と「大会事務局」は、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。ただし、選挙管理委員会は、必要と認めるときは他の記載または記入方法を定めることができる。
- (オ) 次の投票は無効とする。
- ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことができる。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めるとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことができる。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙管理委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以上

第一章

第1条(規定の目的)

地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条(選挙の倫理)

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条(選挙の日)

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条(選挙運動期間)

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会(以下「選管」とする)による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条(選挙の管理)

選挙は、選管が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条(立候補の届出)

1. 会員は、選管が定める方式および期限に、地区ガバナー、第1副地区ガバナーについては立候補届を選管に届出して候補者となることことができる。
2. 会員は、選管が定める方式および期限に、第2副地区ガバナーについては金100万円の立候補登録料を添えて立候補届を選管に届出して候補者となることことができる。

第7条(代議員名簿)

1. 立候補者と選挙責任者は、連名にて選管に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿(電子媒体)の交付を求めることことができる。
2. 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
3. 第1項の代議員名簿(電子媒体)は、選挙終了後、転用を禁ずるため、速やかに選管に返還しなければならない。もしくはデータを削除する責任を持つ。

第8条(選挙責任者)

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選管に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選管に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第9条

1. (選挙運動期間内の規律) 立候補者、選挙責任者及び会員は、第4条に定める選挙運動期間内に限り、本条第3項に規定する選挙運動をすることができる。
2. (選挙運動期間外の規律) 立候補者、選挙責任者及び会員は、第4条に定める選挙運動期間外においては、本条第3項に規定する選挙運動を行ってはならない。但し、本条第4項に規定する準備行為等は、行うことができる。
3. (選挙運動) 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為をいい、次の行為を含むものとする。
 - (1) 選挙事務所の立ち上げ。
 - (2) 例会訪問、アクティビティーの場で、立候補する旨を発言したり、協力を依頼したりすること。
 - (3) 立候補者を前面に立てて「語る会」「ライオンズクラブの未来を考える会」等の会合を開催すること。

4. (準備行為等) 準備行為等とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
 - (1) 立候補準備行為
 - (2) 選挙運動の準備行為
 - (3) ライオンズクラブ活動・指導力発揮行為
 - (4) 後援会活動
 - (5) 社交的行為
 - (6) 上記各号に類する行為で選管が指定する行為
5. (禁止行為) 立候補者、選挙責任者及び会員は、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 文書図画を第10条の規定に反して選挙運動に用いること。
 - (2) 選挙運動期間内において、クラブ例会(合同例会を含む)、ガバナー諮問委員会、チャーターナイトに出席して、名目を問わず食事実費以外の金品の支払をすること。
 - (3) 選挙運動のために自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - (4) 選挙運動のために金品の贈与、供与、乗物の提供その他利益の供与、その申し込み若しくは約束をすること。
 - (5) 選挙運動のために虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - (6) 選挙運動のために新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - (7) 電報・ファクシミリ・電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1項による)により選挙運動をすること。
 - (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
 - (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
 - (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
 - (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
 - (12) 現、前地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等と同行すること。
 - (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
 - (14) 上記各号に類する行為で選管が指定する行為を行うこと。

第10条(文書図画による運動)

1. 選挙運動に関する文書図画には、その文書図画について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明確に表示するものとする。
2. 文書図画による選挙運動としては、次の各号のいずれかに該当するもののみを行うことができる。
 - (1) 通常葉書(内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による)の発信。
 - (2) ウェブサイト等を利用する方法(公職選挙法第142条の3第1項による)による頒布。この方法により選挙の期日の前日までに頒布されたものは、第4条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。
3. ライオンズクラブの商標は、地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナーの選挙に関する会員間の文書に使用することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第11条 (違反に対する基本姿勢)

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条 (違反に対する処置)

1. 選管は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対してして文書により警告しなければならない。その際に違反行為のあった立候補者に対して弁明の機会を与えられる。
2. 選管は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者に対して、立候補の辞退を文書により勧告し、ガバナー及び前地区ガバナーとの協議の上、資格審査の受付を拒否できる。またその対象となる違反行為は選挙運動期間の初日より6ヶ月遡った期間の行為についても適用される。その場合各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知しなければならない。
3. 選管は、前2項の規定にもかかわらず違反行為を止めない立候補者に対して、立候補の届け出を取り消すものとする。なお、立候補の届け出を取り消された候補者は、第6条2項の立候補登録料の返還を請求することができない。
4. 第2項の対象とする違反行為は、本規定改正成立日の翌日以降のものとする。

第五章

第13条 (選挙公報)

1. 選管は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して10日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選管が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条 (公開討論会又は、立会演説会)

1. 選管は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選管が定める。
5. 公開討論会又は、立会演説会は選管が映像として撮影し、その模様をメンバーが閲覧できるように、地区ホームページ上に提出し、閲覧出来るようにする。

第15条 (投票用紙)

投票用紙は、選管が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第16条 (投票の無効)

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第17条 (当選人)

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第18条 (構成)

1. 選管の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第19条 (正副委員長)

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第20条 (服務規定)

選管、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第21条 (違反行為の連絡)

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選管に通知しなければならない。
2. 選管は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第22条 (選挙管理委員会の義務)

選管は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適当の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第23条 (選管委員に対する制約)

1. 選管委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 選管委員は、選挙公示後辞任することができない。
3. 選管委員は、クラブ代議員であってはならない。

附 則

第1条

1. この規定は平成11年11月26日から施行する。
1. 平成24年11月26日一部改定。
2. 平成12年11月20日一部改定。
2. 平成25年1月21日一部改定。
3. 平成13年11月16日一部改定。
3. 平成25年11月25日一部改定。
4. 平成18年1月17日一部改定。
4. 平成26年11月25日一部改定。
5. 平成18年4月22日一部改定。
5. 平成27年1月19日一部改定。
6. 平成19年3月26日一部改定。
6. 平成29年11月13日一部改定。
7. 平成20年11月18日一部改定。
7. 平成30年11月12日一部改定。
8. 平成21年11月6日一部改定。
8. 令和2年1月27日一部改定。
9. 平成22年11月8日一部改定。
9. 令和2年11月16日一部改定。
10. 平成23年6月13日一部改定。

第2条 この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条 この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

選挙日程

1 立候補届出日

受付日時：2021年3月1日（月）13時30分～16時30分
締切：当日限り
受付場所：330-A地区キャビネット事務局内 選挙管理委員会

2 資格審査日

2021年3月10日（水）13時30分～15時00分

3 公示日

2021年3月11日（木）

4 選挙運動期間

2021年3月12日（金）
↓
2021年4月16日（金）

5 立会演説会

4月17日（土）第67回年次大会 代議員総会において
各立候補者より所信表明をいただきます。

6 選出日

第67回年次大会 代議員総会
2021年4月17日（土）
東京プリンスホテル